ビフェナゼート試験法(農産物)

1. 分析対象化合物

ビフェナゼート

イソプロピル=2- (4-メトキシビフェニル-3-イル) ジアゼニルホルマート (以下「ビフェナゼート酸化体」という。)

2. 装置

蛍光検出器付き高速液体クロマトグラフ(HPLC(FL)) 液体クロマトグラフ・質量分析計(LC/MS)

3. 試薬、試液

次に示すもの以外は、総則の3に示すものを用いる。 1,5-ジフェニルカルボノヒドラジド(以下「DPH」という。) ビフェナゼート標準品本品はビフェナゼート99%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

1)抽出

果実及び野菜の場合は、試料20.0gを量り採る。茶の場合は、試料4.0gを量り採り、これに水20mLを加え、2時間放置する。

これに0.5%DPH含有アセトニトリル $10\,\text{mL}$ 及びアセトニトリル・水混液(3:2) $100\,\text{mL}$ を加え、ホモジナイズした後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物に、アセトニトリル・水混液(3:2) $50\,\text{mL}$ を加えてホモジナイズし、上記と同様にろ過する。得られたろ液にアセトニトリルを加えて正確に $200\,\text{mL}$ とし、この $50\,\text{mL}$ を採り、 $40\,\text{℃以下}$ で約 $20\,\text{mL}$ まで濃縮する。これに10%塩化ナトリウム溶液 $100\,\text{mL}$ を加え、酢酸エチル・n-ヘキサン混液($1:20\,\text{mL}$ ない $100\,\text{mL}$ ない

- 9) 100 mL及び50 mLで2回振とう抽出する。抽出液を液相分離ろ紙でろ過した後、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に2%アスコルビン酸・アセトニトリル混液(2:
- 3) 10 mLを加えて溶かし、50℃で30分間加温する。放冷後、0.1%DPH含有アセトニトリル0.5 mLを加える。

2)精製

活性炭ミニカラム (500 mg) に0.01%DPH含有アセトニトリル10 mL及び水10 mLを注入し、流出液は捨てる。このカラムに、1) で得られた溶液を注入した後、0.01%DPH含有アセトニトリル・水混液 (3:2) 5 mLを注入し、流出液は捨てる。次いで、0.01%DPH含有アセトニトリル25 mLを注入し、溶出液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物を0.02%アスコルビン酸・アセトニトリル混液 (2:3) に溶解し、正確に2 mLとした

ものを試験溶液とする。

5. 検量線の作成

ビフェナゼート標準品の0.05~1 mg/L0.02%アスコルビン酸・アセトニトリル混液 (2:

3) 溶液を数点調製し、それぞれ50 μ LをHPLCに注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。

6. 定量

試験溶液50 μLをHPLCに注入し、5の検量線でビフェナゼートの含量を求める。

7. 測定条件

1) HPLC

検出器: FL (励起波長266 nm、蛍光波長427 nm)

カラム: オクタデシルシリル化シリカゲル(粒径5 μm)、内径4~4.6 mm、長さ250 mm

カラム温度:40℃

移動相:アセトニトリル・水混液 (1:1)

保持時間の目安:約18分

2) LC/MS

カラム: オクタデシルシリル化シリカゲル (粒径5 μm)、内径2 mm、長さ150 mm

移動相:アセトニトリル・水混液 (1:1)

イオン化モード: ESI

主なイオン (m/z): 正イオンモード301

注入量:5 μL

保持時間の目安:約10分

8. 定量限界

0.02 mg/kg (茶の場合は0.1 mg/kg)

9. 留意事項

1) 試験法の概要

ビフェナゼート及びビフェナゼート酸化体を試料からDPH共存下でアセトニトリル・水混液 (3:2) で抽出し、酢酸エチル・n-ヘキサン混液 (1:9) に転溶する。還元処理 (2%) アスコルビン酸・アセトニトリル混液中、(5)000で(5)000で(5)00で(5)00で(5)00で(5)00で(5)0ので(5)0の

2) 注意点

(1) 回収が不良の場合は、以下の方法に変更することにより改善される場合がある。抽 出液を濃縮せずに水で500 mL定容とし、その125 mLを採り、これをオクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム(500 mg:アセトニトリル及び水の各5 mLで順次洗浄したもの)に負荷した後、2%アスコルビン酸・アセトニトリル混液(2:3)10 mLで溶出し、これを50℃で30分間加温し、放冷後、0.1%DPH含有アセトニトリル0.5 mLを加え、以下、4. 試験溶液の調製の 2)の精製と同様の操作を行う。

(操作内容の詳細は参考文献を参照)

- (2) 精製が不十分な場合は、アミノプロピルシリル化シリカゲルミニカラム (360 mg) による精製を追加するとよい。操作概要を以下に記す。活性炭ミニカラム精製後の残留 物を0.01%DPH含有酢酸エチル・n-ヘキサン混液 (1:4)5 mLに溶解し、これをミニカラム (n-ヘキサン5 mLで洗浄したもの)に負荷し、さらに同混液20 mLを流下し、全溶 出液を採る。なお、追加精製を実施しても改善が見られない場合は、(1)の方法に変更することも有効である。
- (3) 転溶溶媒を脱水するために、液相分離ろ紙の代わりに無水硫酸ナトリウムを使用した場合は、回収率の低下を招く。

10. 参考文献

環境省告示第53号ビフェナゼート試験法(平成12年8月17日)

11. 類型

C